

第5回 雲仙市景観審議会議事録

日 時 令和元年7月18日(木) 14時00分～15時30分
場 所 吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1

第5回 雲仙市景観審議会議事録

1. 開催日時：令和元年7月18日（木）14時00分～15時30分

2. 開催場所：吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1

3. 議題

(1) 雲仙市景観計画事業について

①景観絵画展

②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテスト

4. 出席委員（11名）

峯信介、町田敏文、中村篤、鈴木晴代、多田美知子、大久保正美、池田智恵美、
鮫島和夫、中村靖人、松本敏子、服部恭也

5. 議事内容

以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより第5回雲仙市景観審議会を開会いたします。
それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。

【2. 部長挨拶】

(事務局)

建設部長 荒木 正が、ご挨拶申し上げます。

— 建設部長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、荒木部長は公務のため、ここで退席させていただきます。

【委員紹介】

(事務局)

今年度、役員改選等に伴い、3名の委員に新たに就任いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

事務局でお名前を読み上げますので、自席でご起立ください。

— 委員紹介 —

以上で、委員の紹介を終わります。

なお、雲仙市景観審議会では、3つの専門部会を設けており、雲仙市景観計画の変更、雲仙市景観条例の改正等を検討する総務部会、景観計画関連事業の企画・立案、実施する企画部会、景観計画に基づく届出のうち、審査困難な案件を協議するための審査部会の3部会となります。

昨年度から引き続き委員に就任いただいている委員の方は、昨年度と同じ部会に所属いただき、今回新たに委員に就任いただきました3名の委員におかれましては、峯委員は総務部会、橋本委員、服部委員には審査部会に所属していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

【3. 議事】

(事務局)

それでは、議事に移ります。

議事につきましては、中村会長に進行をお願いいたします。

(会 長)

まず始めに、第5回雲仙市景観審議会の成立について確認いたします。
本日の出席者について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の出席者は、委員14名のうち、11名の出席であり、審議会の成立要件は、委員総数14名の2分の1以上の出席であります。

よって、雲仙市景観条例施行規則第5条第5項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

(会 長)

次に、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。

会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長と議事録署名人1名が署名することとしたいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

なお、議事録署名人につきましては、原則、委員名簿の順番による会長の指名とさせていただきます。

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として、今回は、鈴木委員をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(鈴木委員了承)

それでは、議事に移ります。

議事1「雲仙市景観計画事業について」①景観絵画展について、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、景観絵画展につきまして、今年度の応募後の展示方法や次年度の実施に向けて、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委 員)

応募票について、「描いた場所(タイトル)」となっていますが、タイトルというのは、描いたものを表現するのに、大変重要なもので、描いた場所とイコールではないと思いますので、描いた場所とタイトルは分けたほうがよいのではないでしょ

うか。

それと、景観の例示ですが、今年度の募集案内では、鍋島邸を描いた作品を掲載されていますが、雲仙市にも、県の景観資産に登録された景観があると思いますので、それらの景観を具体的に示されたほうが、市民の皆さんにはわかりやすいのではないかと思います。

(事務局)

応募票につきましては、次年度から描いた場所とタイトルを分けたいと思います。

景観の例示ですが、事務局としましては、写真よりも実際に子どもたちが描いた作品がよい例示になると考え、昨年度に応募作品の中から、自然を描いた作品と伝統的な建物を描いた作品を掲載しております。

景観資産を具体的な事例として掲載するということは、景観資産の写真を募集案内のチラシに掲載するということでしょうか。

(委員)

ホームページに掲載してもらえればよいと思います。

(事務局)

ホームページということであれば、県の景観資産を紹介しているページがありますので、絵画展の募集ページにリンクするようになりたいと思います。

(委員)

表彰したほうが子どもたちも喜ぶという意見があったということですが、審査する場合、文化協会などの専門の方にも協力してもらえるのでしょうか。

また、表彰する場合、たくさん応募される学校とあまり応募がない学校もあると思いますので、学校ごとに数点ずつ選定するとか、各町から数点ずつ選ぶといった方法であれば、応募数も増えると思います。

(事務局)

審査の協力を文化協会に依頼したほうがよいということであれば、教育委員会を通してお願いしてもよいと思います。

表彰の方法につきましては、様々な表彰の仕方があると思いますので、審査・表彰をする方向で検討するのであれば、企画部会を開かせていただき、具体的な方法などを検討させていただきたいと思います。

(委員)

審査を文化協会に依頼するという意見ですが、絵画コンテストであれば、文化協会などの専門知識のある方に依頼してもよいと思いますが、景観ということであれ

ば、景観審議会で行うほうがよいのではないのでしょうか。

(事務局)

事務局としましては、審査を行うのであれば、フォトコンテストと同様、企画部会を主体として行う方向で考えております。

そのうえで、文化協会にも審査員に加わっていただくよう依頼することとなると思います。

審査方法につきましても、表彰の方法と同様に、今日ここで決めることは厳しいと考えておりますので、先ほど提案いたしましたように、今年度中に企画部会を開催し、検討させていただきたいと考えております。

(会 長)

他になれば、次に、②雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストについて、事務局より説明をお願いします。

— 事務局説明 —

ただいま事務局より説明がありましたが、実施要領（案）等について意見を求めたいと思います。何かございませんでしょうか。

(委 員)

応募票には、どのような内容を記入することになっているのでしょうか。

(事務局)

応募票を資料に掲載するのを忘れておりました。

応募票には、作品のタイトル、撮影日時、撮影場所、それと応募者の情報、入選しなかった作品の返却の有無を記入するようになっております。

申し訳ありませんでした。

(委 員)

(作品の) データの提出は求めているのでしょうか。

(事務局)

まず、印刷された作品を応募していただき、審査の結果、入賞内定作品として、10点を選定します。その作品の応募者に、作品のデータの提出を求め、提出があった時点で、入賞が決定することとなります。

(委員)

まず、募集チラシに「雲仙市には、雄大な自然、歴史あるまちなみ、伝統芸能地域の祭りなど、多くの魅力ある景観があります」と記載されておりますが、ここに、「風習や慣習」も加えていただきたい。雲仙市にも地元独特の風習などがあると思いますので、そういった日常の中にこそ、すばらしい景観があると思います。

次に、昨年度も意見があったと思いますが、応募資格が市民だけでいいのかということ。雲仙市のいいところを多くの人に伝えたい、多くの人に雲仙市に来ていただきたいということであれば、市外の方も対象にしてもよいのではないかと思います。

3点目は、応募締切が12月27日までとなっておりますが、もし、応募資格を市外まで広げるのであれば、年末に帰省された方も応募できるように、年明けまで延ばしたほうがよいと思います。

(事務局)

地域の慣習や日常の営みといったもの、また、イベントや祭りといった作品が少ない傾向にありますので、先ほど提案のありました「風習や慣習」という文言も加えたいと思います。

次に応募資格ですが、昨年度は、1年目より応募数が若干ですが増加しております。事務局としましては、10年間の事業でもありますので、3年か5年実施した状況で、再度検討することを考えており、本年度は、変更なしで実施したいと考えております。

本事業の目的にもありますように、まず、市民の皆様に雲仙市の景観を再発見、再認識してもらいたいと考えております。

(委員)

先ほどの募集チラシに加えてもらう文言ですが、「日常の生活や生産風景」も加えてもらいたい。

それと、海でつながる国道も雲仙市の景観ですし、雲仙市は観光も主要産業だと思いますので、避暑地としての温泉街なども出てきてほしい。

自然景観の作品が多いので、違った視点での作品も必要だと思います。

(事務局)

募集チラシの文言につきましては、先ほどの風習や慣習と併せて、検討させていただきます。

(委員)

目的に「景観を再発見」ということを挙げられており、せっかく10年間の事業でもありますので、ありきたりな自然景観ばかりではもったいないと思う。

今まで応募されていない市民の方でも、たくさんいい写真を撮られている方がいる。

(事務局)

委員の皆様にも知り合いや身の回りに写真を撮られている方がいるようであれば、ぜひ、応募されるよう勧めていただきたいと思います。

事務局としましても、自然景観の作品が多いということは感じており、どのような募集をすればよいかというところは検討の余地があると考えております。

景観絵画展の審査等と合わせて、企画部会で検討させていただきたいと思います。

(委員)

雲仙市の景観計画パンフレットに景観のイラストが掲載されているので、募集のホームページにパンフレットを掲載すれば、参考になると思います。

(事務局)

ホームページでは、フォトコンテストの募集も景観計画関係のページに掲載しておりますが、募集ページからもパンフレットを直接見ることができるようリンクさせるよう検討したい思います。

(委員)

募集対象作品は、過去に印刷物等に発表・掲載されていないものとなっておりますが、受賞作品の中には、見たことがある写真がある。

この要件は、今回新たに設けた項目なのでしょうか。

(事務局)

応募要件は、第1回から設けております。

メジャーな景観であれば、観光パンフレットなどで同じような写真もあると思います。

(委員)

応募締切ですが、年末年始に撮影される方もいらっしゃると思いますので、少しでも応募数を増やしたいということであれば、年明けでもよいのではないのでしょうか。

(事務局)

募集締切については、年度内に表彰まで終了できるように、逆算して設定しております。締切りが1月上旬まででも問題ないと思いますので、1月10日(金)までにしたいと思います。

(委員)

カメラによっては、そのままでもパノラマ写真や魚眼レンズなどで撮影することもできる。また、加工作品についても、「コラージュ等の加工作品」のように、事例を入れて、対象外ということを明記したほうがよいと思います。

(事務局)

注意事項に加えて記載したいと思います。

(会長)

他になれば、雲仙ふるさと景観百選フォトコンテストについての質疑は以上といたします。

議事につきましては、以上となります。

【4. その他】

(会長)

それでは、次第4 その他でございます。

委員皆様から、その他何かありますでしょうか。

(委員)

今日は、絵画展とフォトコンテストの協議を行いました。景観審議会の職務は他にはないのでしょうか。

(事務局)

今回は、景観計画事業につきまして、協議していただきましたが、今後、景観計画の見直しや景観条例の改正などの審議事項が発生した場合には、それらの議事について協議していただくこととなります。

(会長)

他にないようでしたら、以上で本日予定しておりました会議は、すべて終了いたしました。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

【5. 閉会】

(事務局)

中村会長、議事進行、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただき、本年度の計画計画事業につきまして、ご審議いただき、ありがとうございました。

本日、皆様からいただきましたご意見を参考に、本年度事業を実施させていただきますとともに、来年度事業に反映させていただきたいと思いますので、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程をすべて終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上